

鷹栖町公共下水道事業 財政計画

(令和 4 年度～令和 8 年度)



鷹栖町建設水道課

管理係

目 次

I	財政計画の策定にあたって	……	1 - 3
II	事業計画	……	4 - 5
III	財政収支計画	……	6 - 8
IV	財政状況の見通し	……	9
V	使用料体系	……	10
VI	資料	……	11 - 22
	資料 1.	下水道使用料算定の基本的考え方	
	資料 2.	下水道使用料の変遷	
	資料 3.	業務の予定量の推移	
	資料 4.	収益的収支の推計	
	資料 5.	建設改良費の推計	
	資料 6.	企業債残高の推移	
	資料 7.	企業債償還元金及び償還利息の推移	
	資料 8.	汚水処理原価と経費回収率の推計	
	資料 9.	下水道用語解説	

I 財政計画の策定にあたって

1. 策定の背景と目的

本町の下水道事業は昭和52年8月事業認可を取得し、旭川市と周辺5町で下水終末処理場及び管渠を共同で建設し、昭和61年9月に供用を開始しました。

高度経済成長期以降に急速に整備された社会資本が大量に更新時期を迎えており、今後の事業費の増加が見込まれています。また、人口減少に伴う収入減少等も見込まれていることから、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

一方で、公営企業法適用や会計基準の見直し、公営企業の抜本的改革、アセットマネジメントの検討をはじめ、公営企業の経営について、実情のより一層の把握や経営健全化に係る取り組みも着実に進められているところで、鷹栖町では令和4年度より地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行しました。

こうした状況下で、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、各企業の実情に対応した中期的な視点に立った将来の財政的な見通しを推計する必要があることから、5か年の「鷹栖町下水道事業財政計画」を策定したところです。

なお、本計画は、「鷹栖町公共下水道事業計画」の下位に位置づけし、「鷹栖町上下水道事業審議会」の答申を十分に尊重し策定します。

2. 名 称

この計画は「鷹栖町下水道事業財政計画」と称します。

3. 計画期間

計画期間は、令和4年度～令和8年度の5か年間とします。

4. 策定の基本方針

- (1) 汚水処理区域内人口、汚水量等の推計値については、過去5か年の実績を基本として推計しました。
- (2) 収益的収支については、消費税率の影響を排除して損益を把握すべく、「消費税抜き」の数字としました。資本的収支については、資金繰りを把握すべく、「消費税込み」の数字としました。なお、計画期間の消費税率については10%で積算しました。
- (3) 下水道使用料については、汚水処理人口等の推計値に基づき、改定後の基本料金及び超過料金（消費税抜きの金額）、また、施設減免により算出しました。
- (4) 管渠費及びポンプ場費については、下水道施設を維持するための委託料や修繕費を令和4年度の予算額を基本として推計しました。
- (5) 処理場費については、令和4年度の汚水処理負担金の予算額とし、令和6年度に実

施される汚水処理負担金の精算制度による処理費増加分を算入した金額を見込みました。

- (6) 減価償却費については、令和3年度に実施した「地方公営企業法適用支援業務委託」の推計値を採用しました。
- (7) 資産減耗費については、令和3年度に実施した「地方公営企業法適用支援業務委託」の推計値を採用しました。
- (8) 建設改良事業については、令和2年度に策定した「下水道ストックマネジメント計画策定業務委託」により、下水道施設の現状を把握し、計画的、効率的な事業を行うこととしました。
- (9) 改良事業費の人件費については、現行の職員数で積算しました。

5. 事業の現状

(1) 事業の沿革

鷹栖及び北野市街地は、昭和44年、旭川広域圏都市計画区域の地区指定により、昭和47年から鷹栖町及び民間によって、旭川市の良好なベッドタウンとして住宅団地の造成が行なわれました。

鷹栖及び北野市街地の急激な人口の増加に伴い、家庭から排出される汚水によって公共用水域の水質が悪化し、公共下水道の整備は急務となり、昭和51年、鷹栖町公共下水道事業計画が策定され、この事業が推進されることとなりました。

策定当初の下水道基本計画は、下水道計画区域面積76.2haを対象として策定されました。

この下水道基本計画は、石狩川流域別下水道整備総合計画に基づき旭川広域圏の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町の1市5町で昭和52年に「旭川広域圏下水道協議会」を組織し、旭川西部処理場（現旭川市下水処理センター）において下水道の共同終末処理が行われることとなりました。

昭和61年9月より、鷹栖及び北野市街地の下水道が供用開始となり、順調に水洗化が進み、その後は、市街化区域の拡大等に伴い下水道事業認可の変更を受けて、下水道区域を拡大し整備を進めてきました。

また、鷹栖町の下水道は、旭川市春光台より一部下水道の受入れを行っており春光台供用開始に伴い、平成11年より鷹栖汚水中継ポンプ場が供用開始となっています。

現在は、鷹栖町の下水道は、鷹栖汚水中継ポンプ場、インター汚水中継ポンプ所、北野汚水中継ポンプ所を中継し、旭川市下水処理センターへ流入しています。

(2) 使用料改定の変遷

平成元年度に消費税導入(3%)に伴った使用料改定をしています。

平成2年度に農事組合を設定するため、使用料体系の改定をしています。

平成9年度に消費税税率改定(3%→5%)に伴った使用料改定をしています。

平成16年度に下水道使用料審議会の答申をもとに使用料改定しました。この使用料

算定期間は、平成16年度から平成20年度の5か年計画です。

平成21年度に下水道使用料審議会の答申により、水道料金に合わせた使用料体系の改定をしています。この使用料算定期間は、平成21年度から平成25年度の5か年計画です。

平成26年度に下水道使用料審議会の答申により、消費税税率改定(5%→8%)に伴った使用料改定をしています。この使用料算定期間は、平成26年度から平成30年度の5か年計画です。

令和元年度に下水道使用料審議会の答申により、消費税税率改定(8%→10%)に伴った使用料改定をしています。この使用料算定期間は、次期水道料金審議会と統合して開催するために、令和元年度から令和3年度の3か年計画です。

令和4年度に水道料金審議会と下水道使用料審議会を統合した上下水道事業審議会の答申を踏まえて下水道使用料を改定しました。この使用料算定期間は、令和4年度から令和8年度の5か年計画です。

詳細は資料2参照

(3) 事業の現状

事業運営面では、本格的な人口減少社会の到来による使用料収入の減少により、財政状況は逼迫しており一般会計繰入金に依存していることから、必要な住民サービスを将来にわたって提供していくため、令和4年度には地方公営企業会計へ移行するとともに下水道使用料の改定を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が求められています。

また、公設枿や管渠の修繕により有収率を向上させて汚水処理負担金の減少に努めていますが、年間の降雨量の影響を大きく受けるため、有収率の上昇や減少を繰り返し、平均すると横ばいの傾向となっています。

なお、資本的支出では、中継ポンプ場やマンホールポンプ所の設備更新が必要であり、事業費が大幅に増加していきます。また、今後は昭和50年代に整備された管渠の耐用年数を迎えることから、資本的支出の事業を行うための補填財源（内部留保資金）の確保が必要となります。

II 事業計画

1. 業務の予定量

区分	単位	財政計画期間				
		R4	R5	R6	R7	R8
① 事業計画人口	人	4,766	4,779	4,726	4,740	4,686
② 行政区域内人口	人	6,619	6,546	6,474	6,403	6,333
③ 処理区域内人口	人	4,833	4,814	4,795	4,776	4,757
④ 普及率 ③/②	%	73.0	73.5	74.1	74.6	75.1
⑤ 年間総汚水量	m ³	518,230	516,934	515,642	514,353	513,067
⑥ 1日平均汚水量	m ³	1,420	1,416	1,413	1,409	1,406
⑦ 年間有収水量	m ³	425,208	423,550	421,898	420,253	418,614
⑧ 1日平均有収水量	m ³	1,165	1,160	1,156	1,151	1,147
⑨ 有収率 ⑦/⑤	%	82.05	81.94	81.82	81.71	81.59
⑩ 資本勘定職員数	人	1	1	1	1	1

1) 行政区域内人口

直近5年の平均減少率による。

2) 年度末処理区域内人口

直近5年の平均減少率による。

3) 年間総汚水量

年間降雨量が極端に少なかった令和3年度を除いた直近4年の平均減少率による。

4) 年間有収水量

年度末処理区域内人口の直近5年の平均減少率による。

5) 有収率

年間降雨量が大きく影響を受けるため、現在の有収率である81%～82%を目標としていますが、今後、耐用年数を迎える老朽管による漏水量は不明な状況です。

※昭和50年代の下水道管渠が耐用年数を迎えます。

2. 建設改良事業 資本的支出

1) 旭川広域圏下水道施行事業（事業費 61,057千円）

現段階で把握できているものは負担金として計上していますが、事業費が不明の年度については推定で費用を計上しています。

2) 下水道ストックマネジメント事業（事業費 752,000千円）

鷹栖汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ所2箇所の電気・機械設備等の更新を行っていきます。工事費は交付金、企業債及び内部留保資金で賄います。

3) 老朽管布設替工事(随時)

今計画期間内の予定はありません。実施する場合の工事費は交付金、企業債及び内

部留保資金で賄います。

3. 管理事業

1) 収益的管理事業

事業費 1,035,884千円

事業内容 管渠費：修繕費、管路システム保守管理委託料など

ポンプ場費：管理委託料、光熱水費、修繕費など

処理場費：汚水処理負担金

総係費：水道事業会計負担金、会計システム保守管理委託料など

その他：減価償却費、資産減耗費、消費税など

2) 資本的管理事業

事業費 40,725千円

事業内容 人件費、汚水柵等調査委託

3) 企業債の返済

事業費 371,909千円

事業内容 収益的支出：利子 27,507千円 資本的支出：元金 344,402千円

Ⅲ 財政収支計画

○ 基本的な考え方

- ・下水道使用料算定の基本的考え方に基づき個別原価として設定します。
- ・財政計画期間の営業費用、資本費用を推計値等に基づき算定します。収入についても同様に推計値を用いて算出します。
- ・資本費用に必要な財源は、企業債や内部留保資金で賅うこととします。

1 総括表

● 収益的収支（消費税抜き）

（単位：千円）

	財政計画期間				
	R4	R5	R6	R7	R8
収益的収入 A	197,440	215,567	220,100	223,521	225,656
収益的支出 B	197,414	204,279	215,078	221,230	225,391
収 支 C (A-B)	27	11,288	5,023	2,290	266

● 資本的収支（消費税込み）

（単位：千円）

	財政計画期間				
	R4	R5	R6	R7	R8
資本的収入 A	235,155	252,922	176,961	175,883	253,405
資本的支出 B	246,065	271,699	199,402	203,591	277,427
収 支 C (A-B)	△ 10,910	△ 18,777	△ 22,441	△ 27,708	△ 24,022

● 損益勘定留保資金

	財政計画期間				
	R4	R5	R6	R7	R8
前年度繰越額 ①	0	36,976	79,572	114,445	144,021
当年度発生額 ②	47,886	61,373	57,314	57,284	57,044
当年度取崩額 ③	10,910	18,777	22,441	27,708	24,022
翌年度繰越額 ①+②-③	36,976	79,572	114,445	144,021	177,042

C の 補 填 財 源 D=③	10,910	18,777	22,441	27,708	24,022
-----------------	--------	--------	--------	--------	--------

財 源 不 足 額 C+D	0	0	0	0	0
---------------	---	---	---	---	---

2 収益的収支の明細 (消費税抜き)

(1)収益的収入

(単位:千円)

	財政計画期間				
	R4	R5	R6	R7	R8
下水道使用料	59,545	71,975	71,387	70,799	70,067
負担金	25,863	25,823	25,794	25,791	25,804
管理負担金	14,574	14,720	14,867	15,016	15,166
一般会計負担金☆	11,289	11,103	10,927	10,775	10,638
その他営業収益	1	1	1	1	1
一般会計補助金☆	43,845	43,763	43,683	43,607	43,530
長期前受金戻入	68,184	74,003	79,233	83,321	86,252
その他営業外収益	2	2	2	2	2
合 計	197,440	215,567	220,100	223,521	225,656

※ ☆は一般会計からの基準内繰入金を予定しています。

(2)収益的支出

(単位:千円)

	財政計画期間				
	R4	R5	R6	R7	R8
管渠費	5,835	5,835	5,835	5,835	5,835
ポンプ場費	19,668	19,730	19,792	19,855	19,918
処理場費	40,378	40,378	44,416	44,416	44,416
総係費	8,001	8,001	8,001	8,001	8,001
減価償却費	106,938	114,983	122,419	129,210	133,925
資産減耗費	4,563	4,563	4,563	4,563	4,563
企業債支払利息	6,750	6,247	5,510	4,809	4,191
雑支出	5,281	4,542	4,542	4,542	4,542
合 計	197,414	204,279	215,078	221,230	225,391

3 資本的収支の明細 (消費税込み)

(1)資本的収入 (単位:千円)

	財政計画期間				
	R4	R5	R6	R7	R8
企業債	34,200	44,400	38,700	34,200	47,400
出資金★	38,496	39,462	42,788	45,198	42,156
国庫補助金	68,000	86,000	48,000	48,750	86,250
負担金★	7,109	7,312	7,378	7,442	7,508
工事負担金	87,350	75,748	40,095	40,293	70,091
建設事業負担金	76,589	65,887	33,371	35,814	62,423
一般会計工事負担金★	10,761	9,861	6,724	4,479	7,668
合 計	235,155	252,922	176,961	175,883	253,405

※ ★は一般会計からの基準外繰入金を予定しています。

(2)資本的支出 (単位:千円)

	財政計画期間				
	R4	R5	R6	R7	R8
建設事業費	1,057	15,000	15,000	15,000	15,000
負担金	1,057	15,000	15,000	15,000	15,000
改良事業費	182,183	189,906	114,057	115,711	190,868
委託料	360	360	360	360	360
工事請負費	174,000	182,000	106,000	107,500	182,500
人件費	7,823	7,546	7,697	7,851	8,008
企業債償還元金	62,825	66,793	70,345	72,880	71,559
合 計	246,065	271,699	199,402	203,591	277,427

—参考— (単位:千円、%)

	R4	R5	R6	R7	R8
企業債の年度末残高	601,419	579,026	547,381	508,701	484,542
企業債償還元金対料金収入比率	105.51	92.80	98.54	102.94	102.13

用語の説明

「企業債償還元金対料金収入比率」…下水道使用料収入に対する企業債償還元金の割合を表す。(企業債の償還元金÷下水道使用料収入で求められる。)この数値が大きいほど償還金負担が経営の圧迫要因になっていることを示す。よってこの数値は小さければ小さいほど良い。

IV 財政状況の見直し

1 収益的収支

令和4年度より下水道事業は地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計へ移行しました。

下水道使用料は令和4年9月に改定された使用料体系で算定していますが、人口減少等により当面は減収していくと見込まれます。また、社会福祉施設等の減免により、毎年度約400千円の減収を見込んでいます。

一般会計負担金及び補助金については、一般会計繰出し基準に基づき毎年度、約5,500万円を基準内繰入金として見込んでいます。

収益的支出については、汚水処理量は減少していきませんが、汚水処理費用が増加していることから、令和6年度より汚水処理費の精算方式の導入により、汚水処理負担金の増加が見込まれています。減価償却費についても、下水道施設の償還が終わっていない資産が多いため、増加傾向が見込まれています。企業債利息については、企業債残高の減少により年々減少していくことが見込まれています。

2 資本的収支

鷹栖汚水中継ポンプ場やマンホールポンプ所の更新工事に伴い、建設改良事業費が増加しており、交付金や負担金及び企業債の借入によって財源の確保に取り組んでいますが、一般会計からも毎年度、平均800万円を工事負担金として見込んでいます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、内部留保資金をもって補填していきます。内部留保資金については毎年度、約5,500万円が新たに発生し、約2,000万円が取り崩される見込みですので、内部留保資金残高は今後の施設更新財源のため積立てていきます。

元金償還金については、一般会計からの出資金等に依存している状態であることから、収益的収支の更なる改善に取り組むとともに、企業債の適正な借入を行っていく必要があります。

3 今後の対応

本財政計画期間中は、令和4年度に改定した下水道使用料を維持した中で、収益的収支の改善やストックマネジメント計画に基づいて効率的な設備投資を進めていきます。

また、下水道管渠が法定耐用年数を迎えるにあたり、更新費用の財源となる内部留保資金の確保を考慮するとともに、資本的収入における企業債の適正な活用を検討していきます。

公営企業会計は使用料収入をもって運営費を賄うことが原則となっておりますが、使用料改定後も事業経営は一般会計繰入金に依存している状況となっているため、一層の効率的な管理運営を図り経費削減および経営健全化に努めるとともに、今後も、社会情勢を踏まえながら段階的に使用料及び一般会計繰入金の見直しを検討していきます。

V 料金体系

「Ⅲ. 財政収支計画」で算出されたとおり、令和4年9月より改定使用料で算定期間内を維持します。使用料体系は以下の表となります。

また、算定期間内において消費税率が引き上げられる場合は、税率上昇分を改定使用料に加えたものを新しい下水道使用料とします。

(税抜き)

区分	基本使用料		超過使用料	
	m ³	円	円 / m ³	
家事用	8 m ³ まで	1,248	156	
家事用以外	8 m ³ まで	1,248	9 ~ 20 m ³	156
			21 ~ 50 m ³	166
			51 m ³ 以上	210
農事組合等会館用	年 額	2,496	156	

- 1 家事用とは、通常生活により排出されるトイレ、炊事、洗濯、入浴等で下水道を使用する場合です。
- 2 家事用以外とは、上記「家事用」以外の営業用、官公庁及び団体等が下水道を使用する場合で、農事組合等会館用で下水道を使用する場合を除きます。

VI 資 料

資料 1. 下水道使用料算定の基本的考え方 (公益社団法人 日本下水道協会)

策 定 昭和62年
最終改定 平成29年 3 月

1. 下水道事業における費用負担の基本的考え方

下水道整備の推進と適切な維持管理を図るためには、これらに要する費用について、下水道の基本的性格等に対応した国、地方公共団体及び使用者の適正な費用負担が必要である。

国は、国家的見地から地方公共団体の下水道整備等を推進する責務を有し、地方公共団体は、固有の事務として下水道を整備するなどの責務を有することに鑑み、国及び地方公共団体は、原則として下水道整備等に要する費用のうち公費で負担すべき部分につき、各々の責務に対応した補助及び負担を行っているところである。

また、使用者は、下水道整備により生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることに鑑み、原則として下水道整備等に要する費用のうち私費で負担すべき部分につき、その受益等に応じて適正な費用負担をすることが求められる。

一方、下水道の管理運営に係る費用負担については、下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとされている。ただし、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用のうち一定のものが公費負担となる。

2. 使用料の基本原則

使用料とは、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものであり、その徴収根拠及び設定の原則は、下水道法第20条に次のように規定されている。

- ①公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる（法第20条第1項）
- ②使用料は、次の原則によって定めなければならない（法第20条第2項）
 - ・下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - ・能率的な管理のもとにおける適正な原価をこえないものであること。
 - ・定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - ・特定の使用者に対し不当な差別的扱いをするものでないこと。

3. 使用料対象経費と使用料体系

使用料体系とは、公費及び私費の負担区分に基づき算定された使用料対象経費を、個々の使用者に対してどのように配分し、負担させるかということを経費体系化したものである。下水道事業における使用料体系の設定の基本原則は、法第20条第2項の規定であり、その趣旨は、使用者が排除した下水道の量及び質等に応じた妥当な使用料であること、また、特定の使用者に対して不当な差別的扱いをする使用料であってはならないこと、並びに定率又は定額をもって明確に定めることを意味している。

すなわち、使用実態の量的及び質的差異に対応した合理的な使用料体系の設定が要請されているのであり、前者は排水量に対応した従量使用料体系の採用に、後者は排水の質的側面に着目した水質使用料体系の採用の根拠となるものである。さらには、個々の使用者の使用実態に応じて配分された個別原価に基づいた使用料の設定が、その合理性を担保する観点から導き出されることになる。

なお、具体的な使用料体系の設定に当たっては、以上の観点を踏まえて、各地方公共団体の排水需要の実態、下水道事業の実情等を十分に勘案して行うことが適当である。その場合においても、事業の安定した収支の均衡を確保することに特に留意すべきであり、排水需要の予測、使用料改定後の排水の態様の変動等を十分に考慮する必要がある。

4. 公費と私費の負担区分と使用料の算定

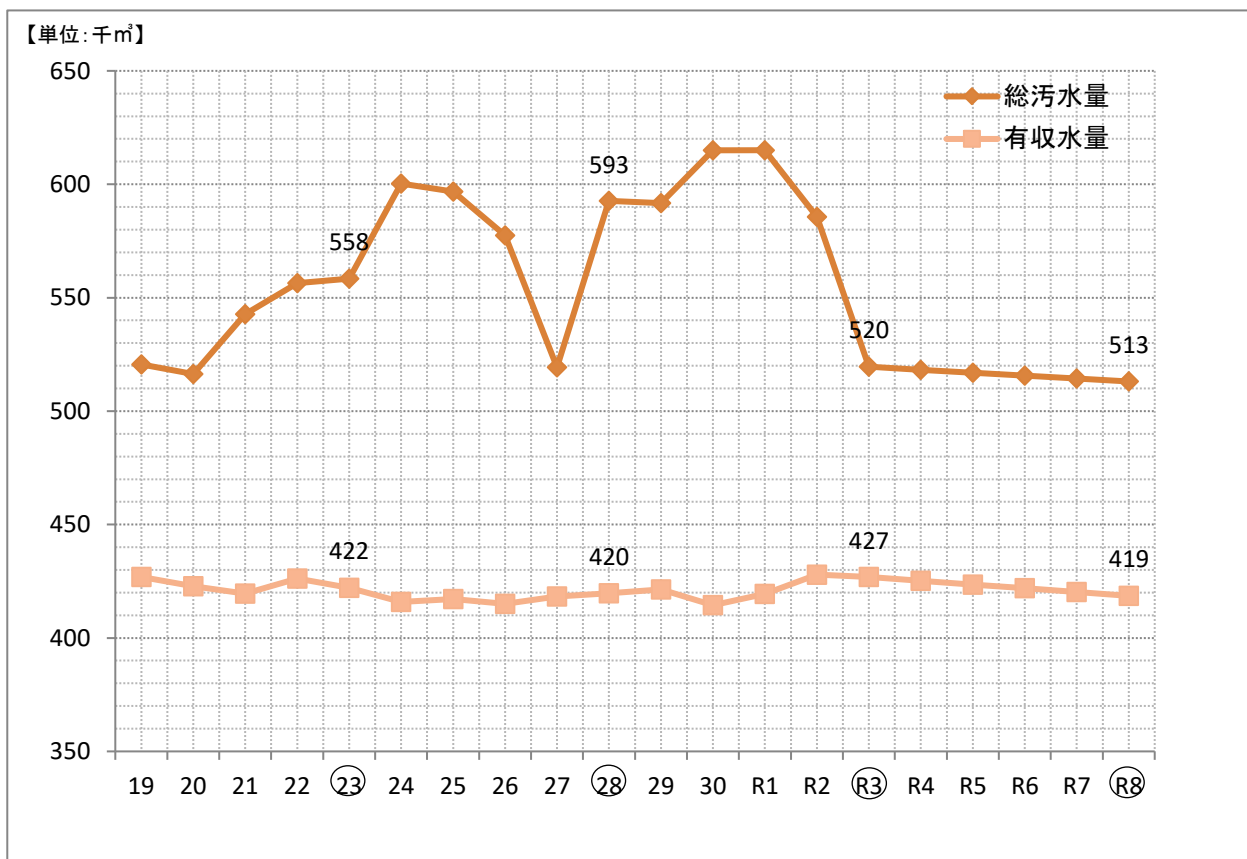
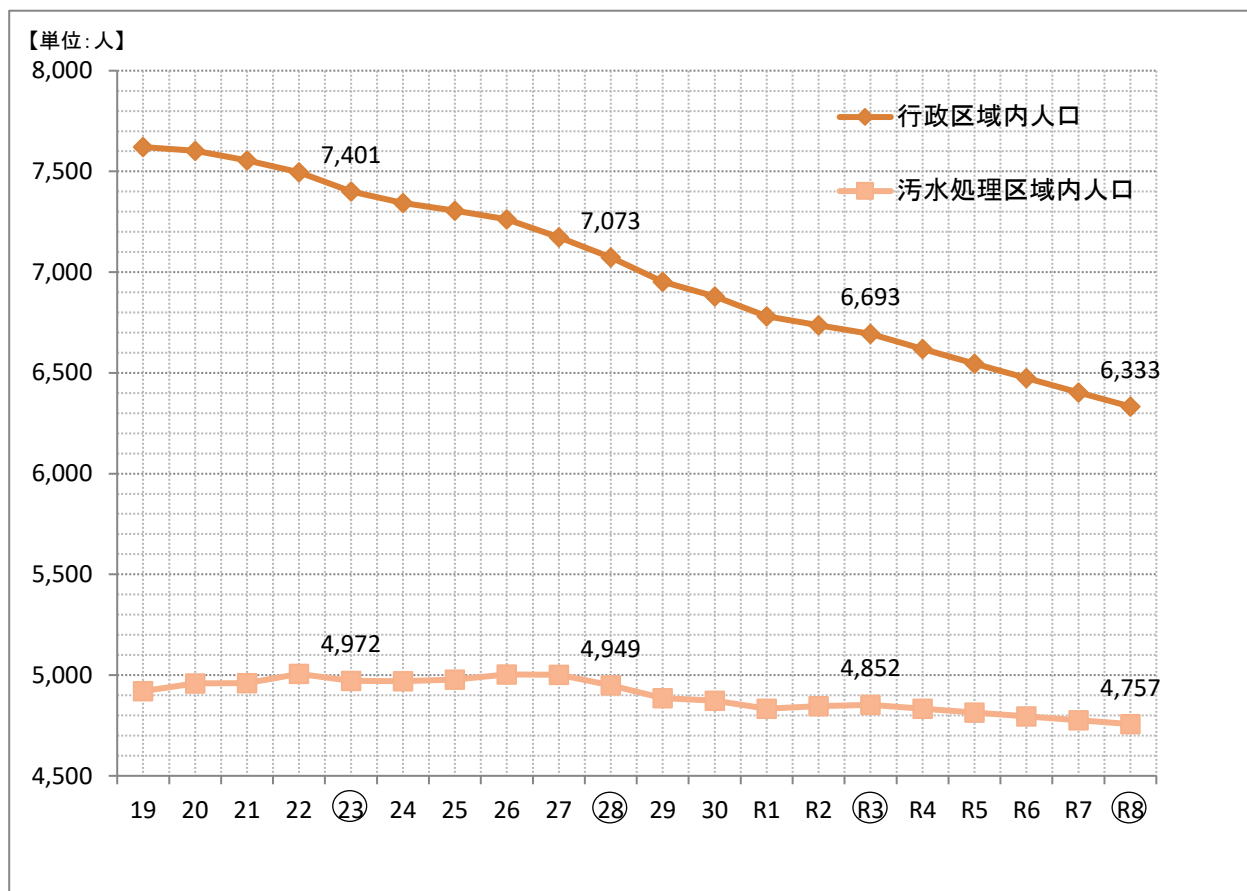
下水道の整備等に係る私費負担分については、必ずしもその全部が使用料で賄われているわけではない。私費対象とされているものについては、適正に使用料で徴収していく必要があり、使用料の算定に当たっては十分留意する必要がある。

資料 2. 下水道使用料の変遷（税込み）

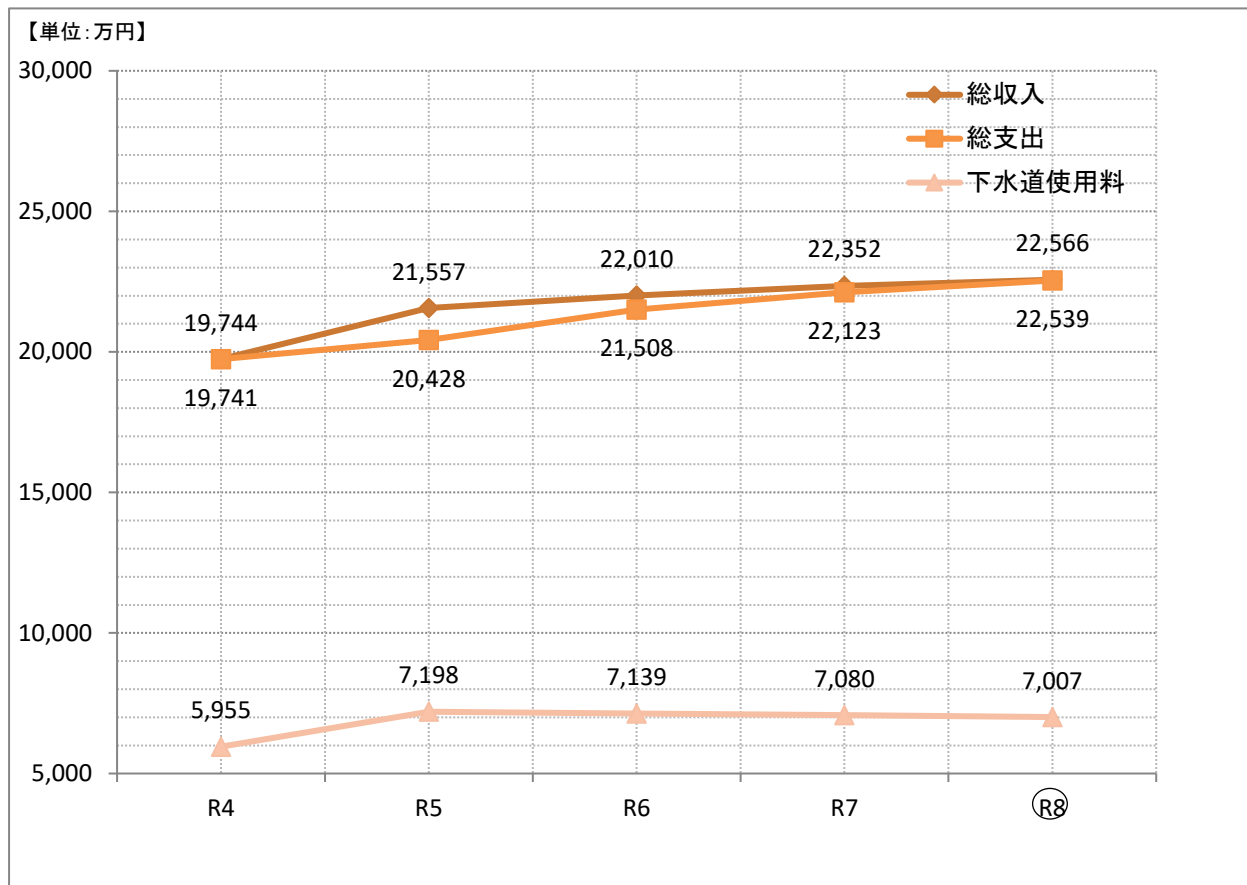
		昭和 61 年			平成 元年								
家事用		10	1,000		10	1,030							
	11 ~ 20			110			110						
	21 ~ 50			115			115						
	51 ~			150			150						
家事用以外		10	1,000		10	1,030							
	9 ~ 20			110			110						
	21 ~ 50			150			150						
	51 ~			200			200						
		平成 2 年			平成 9 年			平成 16 年					
家事用		10	1,030		10	1,050		10	1,150				
	11 ~ 20			110			110			120			
	21 ~ 50			115			115			125			
	51 ~			150			150			165			
家事用以外		10	1,030		10	1,050		10	1,150				
	9 ~ 20			110			110			120			
	21 ~ 50			150			150			165			
	51 ~			200			200			220			
農事組合		年額2,060		110	年額2,100		110	年額2,300		120			
		平成 21 年			平成 26 年			令和 元年			令和 4 年		
家事用		8	950	125	8	977	128	8	995	130	8	1,372	171
家事用以外		8	950		8	977		8	995		8	1,372	
	9 ~ 20			125			128			130			171
	21 ~ 50			165			169			172			182
	51 ~			220			226			231			231
農事組合		年額1,900		125	年額1,954		128	年額1,991		130	年額2,745		171

- H元 消費税(3%)導入のため
- H 2 農事組合を追加するため
- H 9 消費税率改定(3→5%)のため
- H16 下水道使用料審議会答申による改定
- H21 下水道使用料審議会答申による使用料体系の改定
- H26 消費税率改定(5→8%)のため
- R元 消費税率改定(8→10%)のため
- R 4 上下水道事業審議会答申による改定

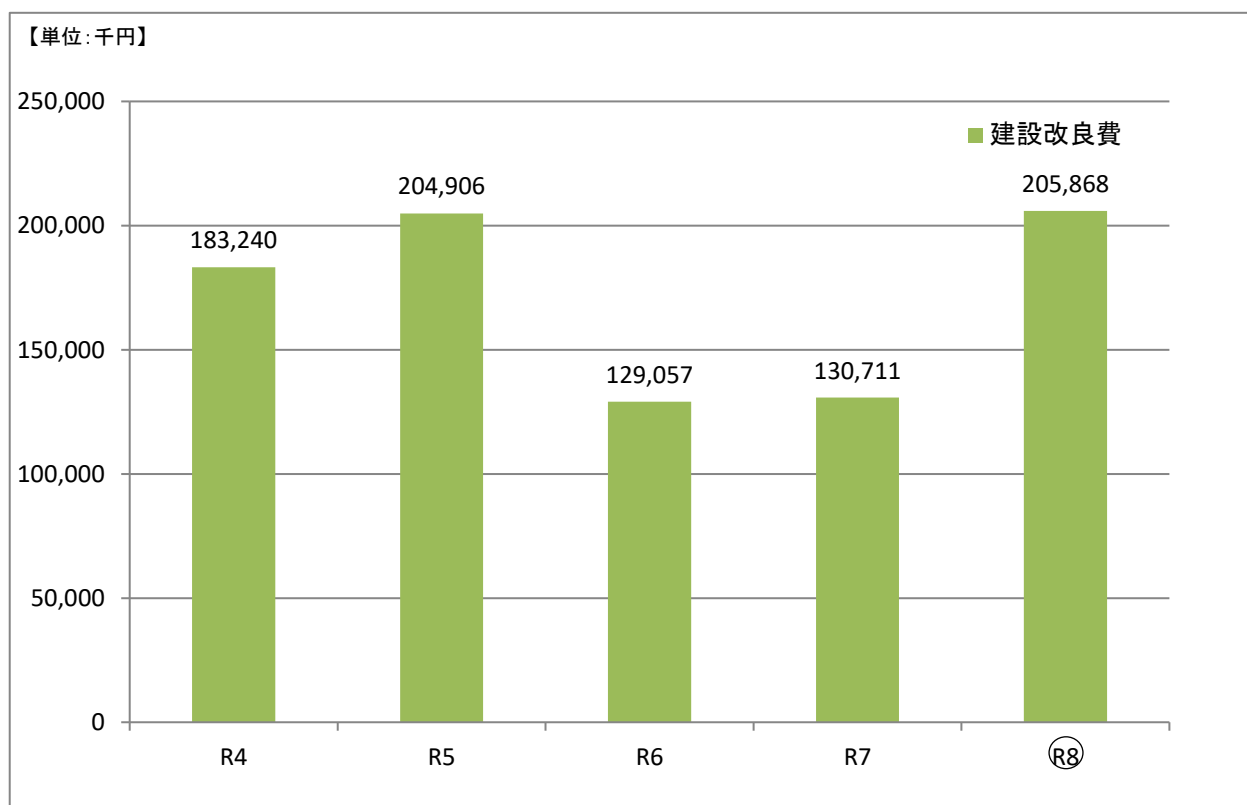
資料3. 業務の予定量の推移



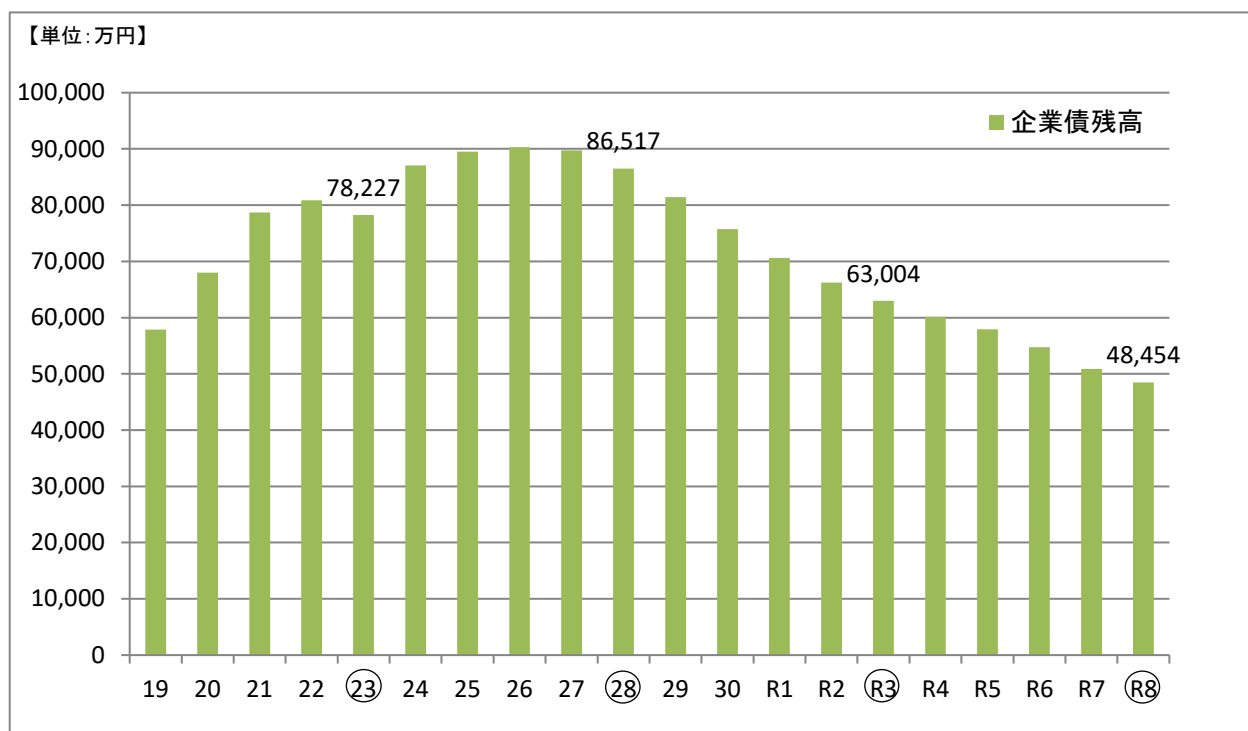
資料4. 収益的収支の推計



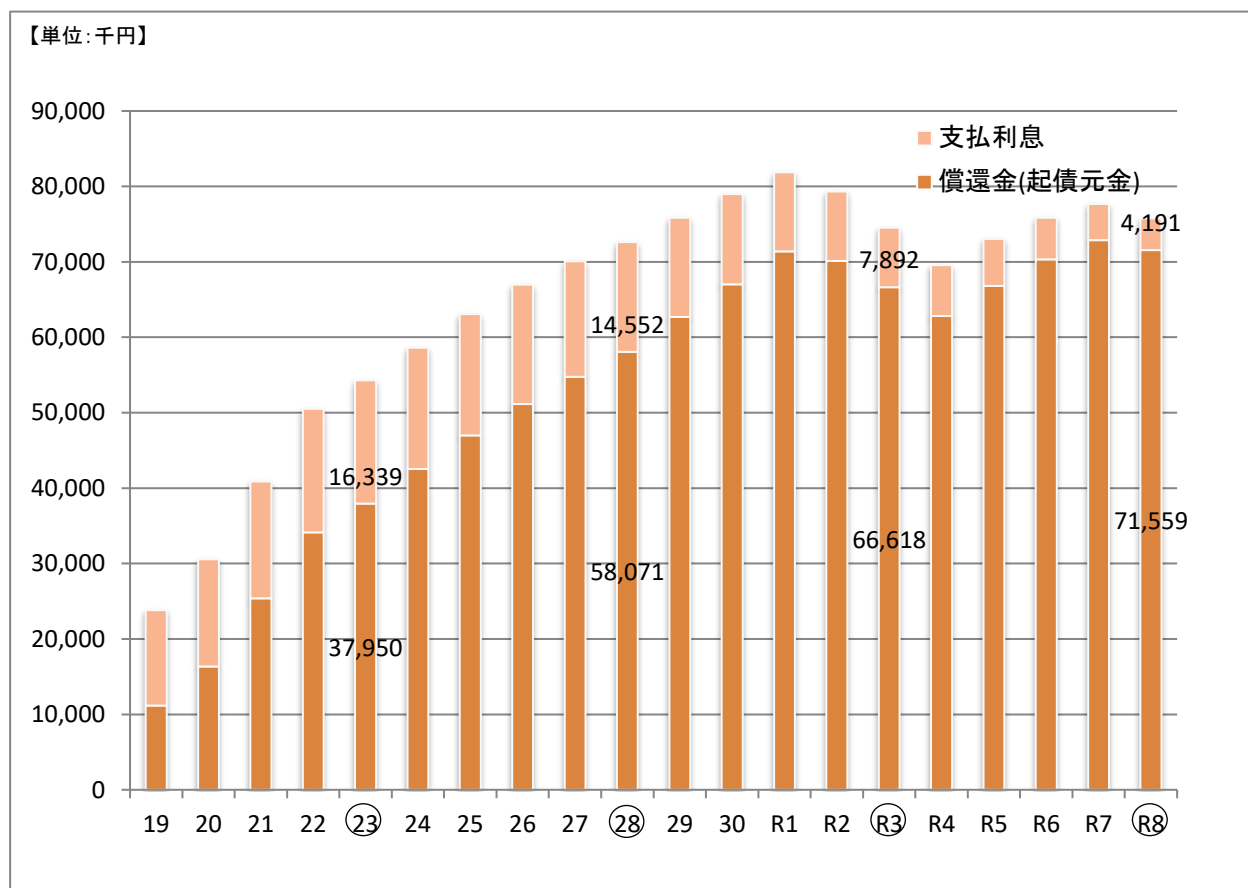
資料5. 建設改良費の推計



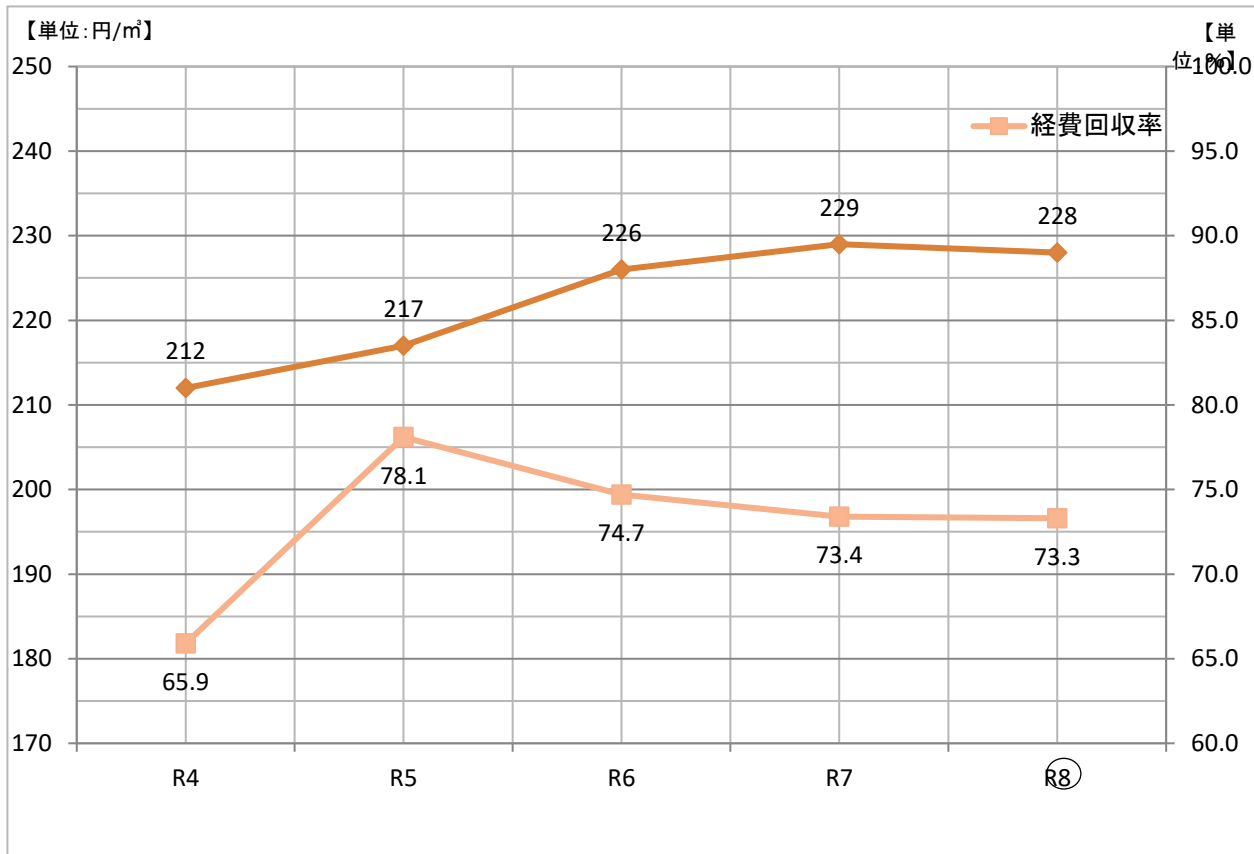
資料6. 企業債残高の推移



資料7. 企業債償還元金及び償還利息の推移



資料8. 汚水処理原価と経費回収率の推計



(単位：円)

	R4	R5	R6	R7	R8
汚水処理原価	212	217	226	229	228
経費回収率	65.9 %	78.1 %	74.7 %	73.4 %	73.3 %

用語の説明

- ・**汚水処理原価**: 有収水量1 m³当たりの汚水処理に係るコストを表した指標。
- ・**経費回収率**: 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。

資料 9. 下水道用語解説

維持管理費

下水道事業の管理運営に要する経費で資本費に対する用語。「人件費」（職員の給与費等）および「物件費」（管渠の清掃費、電気代等の光熱費、施設の補修費、委託費等）の合計額をいう。

一般会計繰入金

一般会計が負担すべき経費については、繰出基準に基づいて一般会計から下水道事業会計に繰出されるものであるが、繰出基準に基づくもの以外のものとして、使用料で回収できない不足分等も繰出されている。

営業外収益

収益勘定の一つ。主たる営業活動以外の財務活動から生じる収入。補助金や雑収入等がある。

営業外費用

費用勘定の一つ。金融財務活動に要する費用及び主たる事業活動以外の活動によって生じる費用。支払利息や雑支出等がこれにあたる。

営業収益

収益勘定の一つ。主たる営業活動から生じる収入で、下水道施設を使っていることで支払う使用料や負担金等がある。

営業費用

費用勘定の一つ。主たる事業活動に伴って生じる費用。管渠費、ポンプ場費、処理場費、受託工事費、総係費、減価償却費、資産減耗費がある。

汚水

一般家庭からの生活排水（生活雑排水、し尿）または工場や事業所などからの産業排水のことをいう。

汚水処理人口普及率

下水道処理人口の他に合併処理浄化槽等による処理人口を足した値を、行政人口で除した値。

汚泥（おでい）

下水処理場、浄水場、工場廃水処理施設などから発生する泥状物質の総称。

汚泥処理

下水処理によって発生した汚泥に、濃縮・消化・脱水・乾燥・焼却などの処理を加えること。

開削工法

溝を掘って下水管を埋設する工法であり、下水管渠埋設に広く用いられる工法。工期が短く、安価である。

管渠（かんきょ）

一般的に言われる「下水管」。町内には汚水のみを流す汚水管渠と雨水のみを流す雨水管渠がある。

供用開始の公示

公共下水道が建設され、住民の利用に供しようとしたときは、あらかじめ供用を開始する年月日や区域等を公示することになっている。これを公共下水道の公示といい、これには「排水区域としての公示」と「処理区域としての公示」がある。

計画雨水量

雨水排除計画を策定する場合、管路、ポンプ場、処理場などの容量を定めるために用いる雨水流出量をいう。

計画汚水量

汚水処理計画において、管路、ポンプ場、処理場などの容量を定めるために用いる汚水量をいう。計画目標年次における家庭汚水量、工場廃水量に地下水量を加え算出する。

計画人口

汚水処理における計画汚水量算定の基礎となるものであり、計画区域に関する都市計画及びその他の長期計画を参考にして計画目標年次における発展状況を想定して算定した計画区域内における人口。

下水

下水道法第2条で「生活もしくは事業（耕作の事業を除く）に起因し、もしくは附随する廃水または雨水をいう。」と定義されている。

下水道

下水道法の第2条において「下水を排除するために設けられている排水管、排水きょその他の排水施設（かんがい排水施設を除く）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。」と定義されている。

下水道事業債

地方公共団体が下水道事業費の一部にあてるため負担する債務（地方債）の一種で、都市下水道をのぞく下水道事業に対し許可されるもの。地方債計画上公営企業債の中に計上される。

下水道事業計画認可

公共下水道または流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画をつくり、国土交通大臣の許可を受けることが必要である。これを下水道事業計画認可という。

下水道使用料

公共下水道の維持管理費等を賄うため、公共下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量に応じて徴収される。滞納使用料については、地方自治法に規定により、強制債権として、地方税の滞納処分の例により徴収することができる。

下水道処理人口普及率

下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値。

下水道普及率

下水道の整備状況を表す指標として用いられている。普及率には、面積普及率（市街地面積に対する管渠整備面積の割合）及び処理人口普及率（総人口に対する下水道処理区域内人口の割合）等があるが、現在ではもっぱら処理人口普及率が使用されている。

減価償却費

固定資産（ポンプ場・下水道管等）の減価を費用として、各年度に計画的に負担させる会計上の処理を減価償却といい、費用の項目に計上するが、実際の支払行為は発生せず、内部留保資金として貯えられ、老朽化した資産の更新費用等に使用する。

建設改良費

資本的支出として計上され、固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費で施設建設整備のための費用。

公共下水道

主として、市街地の雨水をすみやかに排除し、また汚水を終末処理場で処理して河川に放流するもので、市町村が事業主体となっていく最も一般的な下水道で、普通下水道といえば公共下水道を意味することが多い。

公共樹（公設樹）

通常、公道と宅地（私道）の境目に設置される。この公設樹までが下水道施設の範囲である。排水設備と公共下水道の接点で集められた下水は、これから取付け管によって管渠に接続される。

国庫補助金（国費）

原則として、下水道建設事業費の約 50%が国庫補助金として交付されている。下水道事業における国庫補助の対象範囲は限定されている。補助対象となる施設については、下水道法施行令およびこれに基づく建設省告示に想定されている。

市街化区域

都市計画においては、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域をおおむね 10 年以内に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域に分け、前者を市街化区域という。なお、後者は市街化調整区域といい、両区域の線引きの変更は地域の状況に応じて行われる。

資産減耗費

固定資産（ポンプ場・下水道管等）が布設替工事等により滅失し、資産としての機能がなくなった時に、まだ減価償却費として費用化されていない額を資産減耗費として計上する。

資本的収支（資本的収入・支出）

収益的収支に属さない収入・支出で全て現金の収支が伴うもの。主として建設改良や企業債に関する収支である。

収益的収支（収益的収入・支出）

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のこと。収益的収入では長期前受金戻入、収益的支出では減価償却費等のように現金収入や現金支出が伴わないものも含まれる。

従量使用料制

水量の多少によって使用料の料率が異なる制度。通常は累進性であり、これは大量に排水する場合は、施設設置に費用がかかること及び下水道による利益をより多く受けているとの考え方から、水量が多いほど使用料単価が割高になる。

終末処理場

下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域または海域に放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。施設名としては、下水処理場、浄化センター、環境センターなどとされている。

受益者負担金

下水道の敷設により利益を受ける者が、その建設費の一部を負担するという考えにより、条例で定められた額に基づき納付する負担金。公共下水道事業における受益者負担金の計算方法は単価×面積で、納付については、5年分割もしくは一括納付（希望者）となる。

処理施設

下水の水質を河川やその他の公共の水域又は海域に放流しうる水質にまで改善する施設。大別して、水処理施設と汚泥処理施設とに分かれる。

水洗化率

公共下水道の終末処理場により下水の処理が開始されると、処理開始の日から3年以内に処理区域内の汲み取り便所は水洗化（污水管の公共下水道への連結）しなければならないことになっているが、経済的理由などにより、処理区域内においても完全水洗化には至っていないのが実状である。水洗化率は「処理区域内人口」に対する「水洗化人口」の割合である。

損益勘定留保資金

減価償却費や資産減耗費は過去に支出した建設費を毎年度費用化したもので、その年度に現金の支出はありません。したがって、その金額分は現金として企業内に留保されることになり、これを損益勘定留保資金（内部留保資金）という。

地方公営企業

地方公共団体が住民の福祉を増進するために経営する企業。地方公営企業法では水道事業、電気事業、ガス事業等の7事業を地方公営企業としている。

都市計画区域

市又は人口、就業者数など一定の要件を満たす町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域という。

排水区域・処理区域

排水区域は、公共下水道により下水を排除することができる地域で、公示された区域である。処理区域は、下水を終末処理場により処理することができる地域で、公示された区域である。

排水設備

下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、私設柵等。下水道の供用開始後にその土地の所有者等に設置義務が課される。

負担区分

下水道使用料の設定に当たっては、その受益者に応じて適正な費用分担がなされなければならない。現在では下水道の公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、「雨水＝公費、汚水＝私費」の原則が確立している。

不明水

汚水の処理水から、使用料対象水、区域外受入れ汚水、その他経費的負担をすべき者が明らかでないものを除いたもの。計画汚水量を定めるときにはあらかじめ一定量の地下水量を見込むこととされている。

分流式下水道

汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道。汚水だけが処理施設へ流入し、雨水吐き口から河川に排出される。なお、汚水と雨水を分離することなく同一の管渠で排除する合流式下水道もある。鷹栖町は分流式下水道を採用している。

ポンプ場

下水は処理場あるいは吐き口まで自然流下で行くのが原則であるが、管渠が深くなりすぎたり、放流先の水位が高く自然排水できない場合に、ポンプで水位を上げるために設ける施設をいう。目的に応じて排水ポンプ場、中継ポンプ場などがある。

マンホール（人孔）

下水管渠と地上を結ぶ設備で、下水管渠の検査または清掃のために人が出入りするための施設をいう。一般に下水管渠が合流する箇所、勾配、管径の変化する箇所ならびに維持管理上必要な箇所に設ける。

有収水量

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量。

有収率

有収水量を汚水処理量で除したものを有収率という。処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示す。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的である。

